

北海道・北海道教育委員会では、不登校の児童生徒に対して指導等を行うフリースクールなど民間の相談・指導施設に対し、次の支援を行っています。

1 道立施設を利用する場合の引率者の利用料金の減免

手順

- ① 利用の日時及び人数（児童生徒及び引率者）を生涯学習課に連絡してください。  
(011-231-4111内線35-515)
- ② 利用施設の承諾が得られ次第各施設へ連絡します。
- ③ 施設の利用
- ☆ 特別展は利用できません。

2 道立施設の研修室等の利用への配慮

手順

- ① 利用の日時及び人数（児童生徒及び引率者）を生涯学習課に連絡  
(011-231-4111内線35-515)
- ② 利用施設の承諾が得られ次第各施設へ連絡
- ③ 施設の利用
- ☆ 各施設の状況により対応できないこともあります。

3 道立施設の専門職員による直接指導

手順

- ① 利用の日時及び人数（児童生徒及び引率者）を生涯学習課に連絡  
(011-231-4111内線35-515)
- ② 利用施設の承諾が得られ次第各施設へ連絡
- ③ 施設の利用
- ☆ 職員の状況により対応できないこともあります。

4 道立施設の主催事業等案内の送付

5 児童や生徒に対する相談機関の紹介

6 不登校に関する研究報告書・関係情報の送付

7 不登校に関する会議等への参加や助言者、事例発表者としての活用

8 当該児童生徒の内科検診、歯科検診の病院などでの受診

手順

- ① 児童生徒の氏名を生涯学習課に報告してください。
- ② 該当市町村教育委員会と調整し、了解が得られ次第、各施設へ連絡します。
- ③ 受診について連絡

9 教育器具などの譲渡

手順

- ① 必要な教育器具があれば連絡してください。（生涯学習課）
- ② 道教委が希望教育器具について関係市町村教育委員会と協議のうえ、譲渡可能な教育器具について連絡します。
- ③ 教育器具受取（各施設において運搬）
- ☆ 教育器具によっては、ご希望にそえない、あるいは時間を要する場合があります。

10 学校の授業時数の扱いやJ R定期券の学割の適用についての周知